

していますので、期限までに提出してください。

■個人（給与所得者・年金受給者の方など）

全量売電の場合：申告の対象

余剰売電の場合：申告の対象外

■個人（個人事業主の方）

全量売電・余剰売電に関わらず申告の対象

■法人

全量売電・余剰売電に関わらず申告の対象

※なお、申告が必要な方で、申告書が届かなかった場合は、税務課資産税係まで問い合わせください。

提出期限●令和2年1月31日(金)

問合先●税務課資産税係 内線 (535)

20歳になったら国民年金

日本に住む20歳から60歳までの厚生年金等に加入していない全ての人は、国民年金に加入し保険料を納めることが義務付けられています。20歳になる日の前日より国民年金に加入となり、日本年金機構から資格取得のお知らせが届きます。

国民年金には老後の生活を支える「老齢年金」のほか、病気や事故で障がいが残ったときに受け取る「障害年金」や家族の働き手が亡くなったときに遺族が受け取る「遺族年金」があります。

年金保険料の未納があると、将来年金が受け取れない可能性があるので注意してください。

また、学生の方や学生でない50歳未満の方で、収入が少なく保険料の納付が困難な方には「学生納付特例」や「納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、役場町民サービス課保険年金係の窓口で、国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

問合先●釧路年金事務所 ☎0154-22-5810

年金生活者支援給付金制度に便乗した詐欺に注意

本年10月から始まった年金生活者支援給付金制度に便乗し、厚生労働省、日本年金機構または市区町村の職員を名乗る者から「年金生活者支援給付金の振込口座が使えないため、新しい口座番号、暗証番号、マイナンバーを教えてください」という不審な電話がかかってきた事例が報告されています。

厚生労働省および日本年金機構では、電話で口座番号、暗証番号、マイナンバーなどを聞くことはありません。このような電話がかかってきても、口座番号などの個人情報を教えないよう注意してください。

問合先●釧路年金事務所 ☎0154-22-5810

●白糠町役場 ☎ 01547-2-2171
●庶路支所 ☎ 01547-5-2030

忘れていませんか？家屋に関する届け出

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在で建っているものに課税されます。次のようなときは税務課資産税係に連絡をお願いします。

■家屋を取り壊したとき

家屋の一部または全部を取り壊した方は、役場に届け出をしてください。

※用紙は税務課にあります

取り壊した家屋については、翌年度から固定資産税が課税されませんが、届け出がされなかったり、遅れたりすると、引き続き課税される場合がありますので、忘れずに届け出をしてください。

また、住宅用地には、税負担を軽減する特例措置が適用されていますので、住宅を取り壊した場合、翌年度から家屋は課税されませんが、土地に対する特例措置を受けられなくなり、固定資産税が上がる場合があります。

■法務局に登録していない家屋の所有者を変更したとき

売買などにより所有者を変更した場合は、役場に届け出をしてください。

※用紙は税務課にあります

届け出をしないと翌年度以降も旧所有者に課税されますので、忘れずに届け出をしてください。

問合先●税務課資産税係 内線 (535)

償却資産の申告について

工場や商店、賃貸アパートなどを経営している個人や法人が、その事業のために使用している構築物や機械、器具備品等の資産は償却資産にあたるため、土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。

償却資産を持っている方には、毎年1月1日現在の資産の状況について申告することが、地方税法で義務付けられています。

昨年、償却資産の申告をしていただいた事業者の方には、令和2年度の償却資産申告書を12月中旬に送付していますので、申告書の内容を確認の上、令和2年1月1日現在において町内に所有する償却資産の状況についての申告書を作成し、期限までに税務課資産税係へ提出してください。

近年普及している太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。申告の対象となる方には、あらかじめ償却資産申告書を送付